

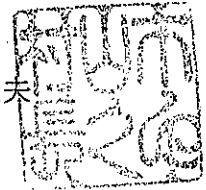
村山市 公告 第 38 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に
より村山市農用地利用集積計画を定めたので、この旨を公告する。

ただし、下記事項を記載した書類は村山市農林課内に保管する。

令和 5 年 11 月 16 日

村山市長 志布 隆夫



記

村山市農用地利用集積計画 3 件

内訳

- ・ 所有権移転 1 件
- ・ 利用権移転 0 件
- ・ 利用権設定 2 件